

旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

道路運送法（昭和26年法律第183号）第27条第3項の規定に基づく旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「規則」という。）第36条第2項において、一般乗用旅客自動車運送事業者（規則第26条第2項に規定する個人タクシー事業者を除く。）は、新たに雇い入れた者に対して、少なくとも10日間の指導、監督及び特別な指導を行わなければ、事業用自動車の運転者として選任してはならないと定められている。これは、タクシー運転者が他の運転者の模範となるべき者として、多様な地理的、気象的状况の下で安全に旅客を運送できるよう、営業区域の状態やこれに対処できる運転技術、各種法令等の知識などを習得することを目的としたものである。

一方、各事業者において、デジタル教材を活用することなどによる講習の効率化が進められており、必ずしも上記の技能の習得に必要な期間が一律ではなくなっていることから、新たに雇い入れた者に対する指導、監督及び特別な指導について、10日間という期間を指定することの合理性が失われてきている。

このため、規則第36条第2項について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

規則第36条第2項に規定する、新たに雇い入れた者に対する指導、監督及び特別な指導について、10日間という研修期間の要件を撤廃する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和6年3月

施 行：公布日